

鈴鹿医療科学大学 毒物・劇物取り扱い管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学毒物・劇物管理規程第10条に基づき、毒物・劇物取り扱い管理委員会（以下「委員会」という）の業務構成運営等を定め、鈴鹿医療科学大学における毒物・劇物を用いる研究および教育が安全かつ適切に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 毒物・劇物の安全管理についての理論的技術的问题に関すること
- (2) 毒物・劇物の危険度に基づく実験室の指定および安全設備基準等に関すること
- (3) 毒物・劇物の使用保管分与等に関すること
- (4) 毒物・劇物取扱者の指導教育等に関すること
- (5) 毒物・劇物を取り扱う実験室の認定、毒物・劇物の保管に関すること
- (6) 紛失、漏れ、事故等に対する対応
- (7) その他委員会が必要と認めたこと

(構成・任期)

第3条 委員会は部局長が指名する管理責任者により構成する。

- 2 委員長及び副委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき、委員長職務を代行する。
- 5 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会は委員長が召集し、議長となる。

- 2 議長に事故等があるとき、副委員長が議長となる。
- 3 委員会は原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会に関する事務は大学事務局施設管理課が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会で発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年3月18に制定し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月30日に制定し、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月18日に改定し、平成27年3月18日から施行する。